

登録免許税の軽減証明書申請に必要な申立書等の手引き

租税特別措置法施行令第41条の2・第42条第1項の証明を申請されるとき、住民票の転入手続きを済ませていない場合には、平成元年4月1日から次のような書類を添付していただくことになりました。

- (1) 適切な入居予定日等が記載された、所定の申立書(別紙様式による)
- (2) - 1 現在お住まいの家屋の処分方法を明らかにする、次のような書類

家屋の処分方法	必要書類
現住家屋を売却する場合	現住家屋を売却することを証する書類(例 現住家屋の売買契約(予約)書の写し、媒介契約書の写し等)
現住家屋を賃貸する場合	現住家屋を賃貸することを証する書類(例 現住家屋の賃貸借契約(予約)書の写し、媒介契約書の写し等)
現住家屋が借家・借間・社宅寄宿舎・寮等の場合	現住家屋が申立人の所有する家屋でないことを証する書類 (例 家主との賃貸借契約書の写し、使用許可書の写し、家主の証明書等)
現住家屋に親族の方が住まれている場合	現住家屋が今後申立人の居住の用に供されるものでないことを証する書類(例 当該親族の申立書等)
その他	現住家屋が今後申立人の居住の用に供されるものではないことを証する書類

- (2) - 2 入居が登記の後になることを疎明する次のような書類

理由	必要書類
資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合等、登記を入居の後に遅らせることが出来ない場合	当該家屋を新築又は取得するための資金の貸付等に係る金銭消費貸借契約書の写し、又は当該家屋の代金の支払期日の記載のある売買契約書等の写し
前住人が未転出の場合	前住人と申立人、又は宅建業者との間の引渡期日の記載のある売買契約書の写し
本人又は家族が病気の場合	治療期間が記載された医師の診断書の写し
その他	やむを得ない事情を明らかにする書類